

令和6年第3回定例会

歌志内市議会会議録

第3日目（令和6年9月12日）

（午前 9時58分 開議）

開 議 宣 告

○議長（本田加津子君） おはようございます。

本日出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（本田加津子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において2番佐藤良治さん、6番女鹿聡さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（本田加津子君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

三浦議会事務局長。

○議会事務局長（三浦悟君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、能登議員からの意見書案1件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（本田加津子君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問は、通告された範囲を逸脱しないようお願いいたします。

それでは、順次、発言を許します。

質問順序5、議席番号1番、能登直樹さん。

一つ、聴覚補助器等の積極的な活用対策と補聴器購入費用助成制度の拡充について。

一つ、自転車のヘルメット着用率の向上と対策について。
一つ、災害時の「福祉的な支援」及び保健衛生環境の整備について。
以上、3件について。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 改めまして、おはようございます。

昨日に引き続きまして一般質問させていただきたいと思います。

件名につきましては、3件でございます。

それでは、件名1、聴覚補助器等の積極的な活用対策と補聴器購入費用の助成制度の拡充についてお伺いいたします。

今日の社会情勢は、高齢化に伴い難聴となる方が年々増加している現状であります。実際、高齢者が難聴になると、人や外部とのコミュニケーションも避けがちとなり、社会的にも孤立する可能性が高くなると言われております。

また、難聴になると耳から脳に電達される情報量は極端に減少し、認知症発症のリスクも高まるとの分析結果もあります。

また、この難聴対策として聴覚補助器の活用が有効的で実用的でもあります。

そこで伺いいたします。

①当市の社会福祉協議会や福祉施設等との連携の下、聴覚補助器を必要とする人々への情報提供の場や、お試し利用等ができるような場、または、高齢者が自分に合った聴覚補助器を適切に選択できるような環境の整備、また、メーカー等からのサポートを受けられるような環境の整備を進めるべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

②高齢者の利用度が高い市役所の各窓口に、ふだんは補聴器などを必要としない中・軽度の弱難聴者の方、特に高齢者対策として軟骨伝導補聴器等を常設する考えはないか、見解をお聞きいたします。

③現在、当市の補聴器購入時の助成対象条件は、1として、歌志内市に住所・住居があり、購入時65歳以上の方、2として、身体障害者手帳の交付対象とならない方、3として、医師の証明がある方で、全ての条件を満たす方が対象とされています。

しかし、中には65歳未満の方でも中・軽度の難聴者の方もいます。そのような方たちへの支援拡充も必要と考えるが、見解をお聞きします。

件名2、自転車のヘルメット着用率の向上と対策について。

道路交通法の改正によって、2023年4月1日から、年齢を問わず全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務化されました。自転車を運転する人はもちろんのこと、自分が運転する自転車に他人を乗せるときは、同乗車にもヘルメットを着用させるよう努めなければならないと改正されましたが、そこで伺います。

①改正前から児童や幼児を自転車に乗せるときのヘルメット着用努力義務は規定されていましたが、今回の改正によって、児童や幼児を自分の自転車に乗せるときだけではなく、児童や幼児が自分で自転車を運転するときも、保護責任者はヘルメットを着用させる努力義務と規定改正されました。本市の着用状況を伺います。

②本市として、今回の改正をどのように捉えているのか見解をお聞きします。

③今回の改正で努力義務化されたことにより、これまで以上に自転車事故等から、当市の児童や幼児の命を守るべきと考えます。

そこで、自転車に乗る際のヘルメット購入に対する助成金支援制度の策定や、市がヘルメット購入したものを無料レンタルするなどの支援対策も必要かと思いますが、見解をお聞きいた

します。

件名3であります。災害時の「福祉的な支援」及び保健衛生環境の整備についてお伺いいたします。

今年元日に発生した能登半島地震から9か月が経過しましたが、今なお多くの住民が避難所暮らしをされているとニュース等でお聞きしました。

国の中央防災会議は、今年6月、災害対策の基礎となる防災基本計画を修正しました。ポイントは、今回の能登半島地震で高齢者ら要配慮者が数多く被災したことを踏まえ、災害応急対策に「福祉的な支援」の必要性が明記されたことです。

具体的には、市町村に対して、避難所の開設当初から間仕切りとダンボールベッドを設置することや、栄養バランスの取れた食事や入浴、洗濯など、生活に必要な水の確保に努めるよう要請されていると思います。

また、指定避難所の保健衛生環境の整備については、仮設トイレなどの早期設置に加え、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラーを明示し、より快適なトイレの設置に配慮するよう努めることを市町村に要請しました。

トイレトレーラーは、国からの普通交付税に算入される緊急防災・減災事業債などが活用可能とされております。

災害応急対策の「福祉的な支援」及びトイレトレーラーを含む保健衛生環境面の整備について、今後の本市における取組についての見解をお聞きします。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 私からは、件名1、聴覚補助器等の積極的な活用対策と、補聴器購入費用助成制度の拡充について御答弁申し上げます。

まず、①でございます。

難聴により補聴器を必要とされる方への環境整備につきましては、装着前に難聴の原因について専門医の診察を受け、その結果により適切な補聴器を購入し、御本人に合った調整を受けることが望ましいとされておりますが、近隣にそのような環境があり、対応できているものと考えております。

なお、社会福祉協議会と連携の下、令和3年に介護教室において、「聞こえと認知症のお話」と題して、難聴と認知症の関連や補聴器の効果、装着体験会を実施しております。

次に、件名1の②でございます。

補聴器をお持ちではなく、聞こえが悪い方への窓口での対応についてですが、会話が不自由なまでのお相手が来庁されることはごくまれな状況であります。ただし、そのような場面では、通常は筆談で対応させていただいております。

なお、保健介護課窓口では、タブレットに音声文字起こしツールを導入しており、会話を文字認識できるように準備をしております。このことから、現時点では難骨伝導補聴器等を常設する考えには至っておりません。

次に、件名1の③でございます。

本市の補聴器購入費用助成事業につきましては、主に加齢による高齢者難聴の方に対しまして、御指摘のとおり、コミュニケーションを確保して、社会参加の促進を図ることを目的として実施しております。

このため、該当者が増加するとされている65歳からを対象にしており、年金生活者となる年齢で経済的な支援は適当と考えております。65歳未満の方につきましては、社会生活の中

にある稼働年齢であることから、本事業の対象にはしておりません。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木将一君） おはようございます。

私のほうから、件名2について御答弁させていただきます。

まず、①でございますけれども、歌志内学園に自転車通学をする児童生徒については、ヘルメット着用を条件としております。

なお、自前で用意できない場合は、学校で所有しているヘルメットを貸し出しております。

続いて、②でございます。

既に、法改正の前から通学のためのヘルメット着用を義務化しており、それ以外の状況下では、基本的に保護者の管理下と判断しております。

また、例年4月に「校外生活のみまり」という文書を全児童生徒に配布しておりますけれども、その中でも、法改正前から、自転車に乗る場合はヘルメットを着用するよう啓発しております。

続いて、③でございます。

現状、助成や無償貸与は検討しておりません。今後、ヘルメット着用が義務化されるなど、情勢の変化があれば近隣市町の状況も鑑み、その時点で検討いたします。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） おはようございます。

私からは、件名3、災害時の「福祉的な支援」及び保健衛生環境の整備について御答弁申し上げます。

災害時における指定避難所等での福祉的な支援や保健衛生など、生活環境を良好に保つことは大切なことであり、今回、国の防災基本計画でも改正が行われたところであります。

各市町村では、今後、それぞれの地域防災計画の改正について検討することとなり、本市においても改正作業や備蓄品の見直しを予定しております。

トイレトレーラーにつきましては、指定避難所等の生活環境を良好に保つことができるものと認識していますが、有利な起債を活用できるとはいえ、1台約2,000万円程度であるため、市で整備することは現実的ではなく、現在備蓄しているトイレ処理セットを中心に考えていくこととなりますが、近隣では、コンテナ型トイレ等の供給に関する協定を締結した市もあるため、今後も情報収集を行っていきながら、災害時における良好な生活環境について考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次、再質のほうに移らせていただきたいと思います。

最初の①の社会福祉協議会や福祉施設との連携の場を持っていただきたいという質問なのですが、いろいろと専門医の診療ケースの結果により、適切な補聴器を購入しているので要らないのではないかというような認識かと思っております。

また、装着体験を実施していますということなのですが、社会福祉協議会と連携の下、令和3年度にということなのですが、令和3年度以降は、装着体験等々を行った経緯はあるのか、お聞きします。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 令和3年以降、同じような体験会の開催はしておりません。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 令和3年度以降は装着体験とかはしていないということなのですが、4年、5年、今年、6年入れて3年間ということになりますけれども、その理由としては何かあるのでしょうか。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 先ほど御案内しました介護教室、年4回開催しております。その時々、テーマを決めて実施しているところでございます。先般開催した中では、「歯と認知症の関連」というテーマということで、様々なテーマを取り上げて実施している関係上、それ以外に同じテーマで開催した経過はないということでございます。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 各年度でテーマを決めて開催しているので、この3年間は補聴器はテーマとして取り上げられていないということなのですが、この3年間で皆さん、実質的にはお年も召されていきます。やはり私としては、毎年開催していただきたいと思うのですが、これから随時開催していこうというお考えはあるのかないか、お聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 装着体験会などの開催ということでございますけれども、この開催したときの反省の一つとしまして、なかなか個別にフィットするかというような細かな調整というところは、このような集合の場では難しいと感じたところでございます。

ただ、補聴器の必要性や認知症との関連に関する学習会、このようなものは今後とも考えてまいりたいということでおります。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ぜひ毎年、学習会なり体験会を開催していただきたいと思います。

課長もよく御存知かと思いますが、現在、高齢化社会となった現在の日本では、加齢性難聴の患者が年々増加していると言われております。これは課長も認識していらっしゃると思います。

現在、難聴者が日本にどのくらいいて、そのうちのどの程度の方が補聴器等々を使用しているのか、ちょっと統計がありましたので調べてみたところ、補聴器工業会の調査によるのですが、日本における難聴者数は1,430万人とも推定されております。人口比率では11.3%と、世界で3番目に多い国と報告されている統計があります。

一方、日本の補聴器の普及率ですが、人口比率の13.5%。1,430万人のうちの13.5%ですから、大体、推計162万人の方が現在日本にいらっしゃると言われております。この水準は、欧米諸国の普及率が30から40%と言われていたのに比べて、非常に低水準となっている現状であります。

その理由として考えられるのが、国からの補助体制が諸外国に比較して不十分であると。また、2番目として、それに伴い難聴治療に対しての啓蒙が適切になされていなかった。③として、これまでの補聴器に対して、煩わしい、効果がないとの不満が多々あった。こういうことがあって、補聴器が普及していない現状があるということです。

また、補聴器に対しての不満の背景には、1番目として、当時の補聴器、昔の補聴器なのですが、技術的にいろいろ課題があったと。2番目として、十分な検査や調整が行われな

いま補聴器が販売されていた過去がありますということでした。3番目として、ある程度の高度の難聴にならない限り補助が受けられない。当市にとっても65歳以上という条件があります。いろいろもろもろのものがあつちますし、また、補聴器の装用開始時期が諸外国より遅い。つくと、高齢者だ、あの方は耳が悪いのだと勘ぐられるのが嫌だから、聞こえなくてもつけないという方がいらつちやるということだつちです。5番目として、結果的に、当然機械に対しての満足度が下がることだから、しないということだつちです。

我々もそうだつちけれども、50から60歳ぐらゐの年齢になると老眼が始まらつちます。老眼が始まらつちくるとともに、難聴というのはもうだんだん機能が低下してきまらつちます。聞こえてきまらつちせん。そのような症状が日々続くと、老眼鏡は、眼鏡屋に行つちたりしてつちくるわけだつちけれども、補聴器はなかなかつちくれないという課題があつちます。

そのためにも、さつき課長からあつちました、年ごとにテーマを設けてやるので、そういう場を設けなかつちたということなのでだつちけれども、そういう方たちに対して、補聴器は利活用がいい機械だつちと知らしめるための場を、社会福祉協議会なのか福祉施設なのか、そういう場で、ちよつちとした集まりのときでもいいので、開催をぜひやつちていただきたいと思つちますけれども、これから学習会をやつちていくということだつちたのでだつちけれども、それとは別に、補聴器に対しての勉強会、学習会イコール、こういう利便性があるのだという場を、市民の皆さんに周知する場を数多く持つちていただきたいと思つちますけれども、その辺、課長、見解をお聞きしまらつちます。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 全く議員のおつちやることは正論でございませう。

先ほど令和3年に開催したということだつちで御紹介しませうけれども、参加者の方々の意見としませうは、やはり補聴器というのは煩わしい、面倒だという意見が一番多くて、次に多かつちたのが、やはり補聴器というのは高額という理由で、補聴器までは考えないということだつちたようだつちです。

私どももお勧めするとしませうも、大変高額な補聴器でございませう。簡単にお勧めしづらゐところもございませうけれども、議員おつちやつちたとおつちり、難聴による認知症リスク、このようなことを御理解いただい、適切な受診につちながるよう今後とも啓発してまゐりたいと思つちておつちります。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ぜひその辺を課長も進めていつちていただきたいと思つちます。

現状では、聴覚の専門家である補聴器相談員による検査や診断を受けなくても、補聴器を気軽に購入できる環境であります。その辺のお店に行つちて、眼鏡屋とか補聴器を売つちているところへ行けば買える環境ではありますけれども、なかなか自分に合つちた補聴器というものが、それがマッチングしてゐるのかどうかというのは自分では分らない。お店の方に言われるままに高額な補聴器を買つちてしまつちうという経緯がありますので、そういうことのないように市のほうである程度、こういう方にはこういう補聴器がいいのだということを知つちてもらうためにも、お店に行く前の前段として、そういう学習会を開いていただきたいと思つちます。

その際には、幾ら市側が場所を提供しても、補聴器のメーカーなりのサポートがないと、やりたくてもやれないというのは現状かと思つちます。そういう場合は、市とお店とか、いろいろなサポートを受けられるような会社と連携、提携しながら進めていただきたいと思つちますので、メーカーとかお店との提携というのは考えてゐないのか聞きたいと思つちます。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） メーカーとの提携ということですがけれども、補聴器の店舗によっては、御自宅まで来て御相談いただける店舗もあると聞いております。そういった店舗に御相談いただくのもよいかと思います。

また、通常、補聴器は高額でございます。購入した後そのままというお店は普通はございませんので、通常、購入店でアフターフォローが必ず付いているという現状でございますので、現在のところ、その中に市のサポートをする環境は設けなくてもいい状況かと判断しております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 課長のおっしゃるとおり、サポートというのは結構やっていただいている経緯がありますけれども、中には、悪徳業者ではないですけれども、そういうことが、売ったら売り放しというところもあるということも多々聞きます。そういう被害に遭われないような対策も、今後、市としては取っていくべきかと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 話がちょっと戻ってしまうのですけれども、そのためにも、難聴が何で難聴なのか、どういう補聴器が合っているのか、やはりこれはお医者さんにしっかり診てもらおうというところから始めるのが一番よろしいかと思えます。

また、お医者さんのところで、ある程度補聴器店とつながりがあるようでございますので、不安であれば、そういった医院のほうに御相談いただければ間違いないのかと思っております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） そうですね、病院で調べてもらって、それに合った補聴器を購入するのがベストですけれども、なかなか病院へ行って検査して補聴器を購入される方というのはごく少数かと思えます。我々もそうなったら、多分お店にぼっと行って、これいいねみたいな感じで買ってきってしまう懸念があります。特に高齢者の場合は、高齢者の場合と言ったら怒られるかもわかりませんが、御家族と行くのなら別ですけれども、お1人で行くとなると、そういう懸念が広がってきます。そういうことを未然に防ぐのも、やはり市の対応の大切なことかと思うのですけれども、今後そういう場をどんどん広めていっていただきたいと思えます。

また、先ほど社会福祉協議会とか福祉の関係の場と私は言いましたけれども、そういうところに捉われることなく、コミセンなり、また、各町内会単位でそういうものを投げかけていただいて、メーカーからサポートがいただける環境を整えば、そういうところでぜひ実施するというのも一つの手かと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 補聴器店、民間でございますので、もちろん営利というところもございまして、市が介入しなくても、補聴器店に御相談いただければ、相談いただけるケースが多々あるのではないかと感じてるところでございます。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） いろいろありますけれども、私としては、ぜひ市もサポートをしていただいて、健康の下、歌志内で過ごしていただけるような環境づくりも今後必要になってくると思いますので、その辺は進めていっていただきたいと思えます。

これはホームページに載っていたのですけれども、フジ医療器の補聴器出張便というのがあ

るのです。補聴器の専門スタッフが来て、全国どこでも無料で個別にサポートして、そういうところに出張していきますというものが記載されております。課長、ホームページで御覧いただいて、こういうものがあるのだということを知っていただければということで、お願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 補聴器店ということでございますけれども、実際にお店で調整というわけにはいきませんが、市内にも2か所、補聴器を取り扱っているところがございます。こちらのほうに御相談いただければ、そこと提携している補聴器店があるそうですので、そういったところも、市内の市民にとってはよろしいのかなと思っております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ぜひ課長、そういうことも市民の方に周知していただいて、歌志内では、ここここが窓口というか、補聴器を取り扱っていますので、何かのときはそちらに行ってくださいようなことも、啓蒙ではないですけれども、何かの折に、回覧でも広報でも何でもいいので、補聴器の必要性とかそういうものを訴えたものを、ぜひ広報の折り込みにでも入れていただきたいと思うので、ぜひその辺、よろしく願いいたします。

次に、補聴器の、窓口業務なのですけれども、御答弁いただいたのは、会話が不自由なまでのお相手が来庁されることはごめな状況にありますということで、そんなにいらっしゃらないと答弁いただきましたけれども、私の知る限りでは、結構な方が窓口に行って御相談するのだけれども、結局、対応してくれる窓口の声が小さくて何を言っているか分からないと。分からないのだけれども、ただうなずいて帰ってきたのだけれども、これはどういうことでしょうかということが、結構御相談はあることがあります。

実際、窓口では多分皆さん、えっとか、大きな声を出しても聞こえないと思います。そうなのですかと、うなずいて帰ってきて、後から、何を言っているのか分からないというのがある。そういうことに対しての対応のために、やはり補聴器を置いておいていただいて、老眼鏡を置いてますよね、各窓口に。あれと同じように補聴器も、気軽に使ってくださいと。聞こえづらい方は気軽に使ってくださいというような優しさも必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 窓口でそのようなことがあったということであれば、大変申し訳ないと思うところがございます。窓口の熟練度が低いという御指摘になるかと思っておりますけれども、その辺は、各窓口、これからそういった方もいらっしゃるとい認識の下で対応していくべきだと思いますし、いきたいと思っております。

大変いいものではございますけれども、先ほど御答弁したとおり、なかなか歌志内市、これだけ人口規模が小さいまち、ただし、それでもそういう方がいらっしゃるとい現実がございますけれども、ただ、配置するまでの、実際職員側の考えではございますけれども、配置するまでには至らないのかなという判断で、現在のところは至っているということでございます。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 課長の答弁では、そこまで配置する必要性が今はないのではないかと御答弁だったかと思っております。現にそういう方がいらっしゃるといことは、やはり必要性があるということだと私は思うのです。

1人を大切にできない市は、やはり市民を大切することはできない、そう私は思います。まず、1人のためということではないのですけれども、これから歌志内、高齢化率が高まるにつ

れて、そういう市民の御相談というのが増えるかと思うのです。そういうときに、やはりそういうものを置いておくべきだったとか、窓口で説明員の方と高齢者の方が大きな声を出してやり合うと言ったらおかしいですけども、会話する、そういうことのないように、まず、窓口に来てくれた方が理解できるような体制は必要だと思うのですけれども、その辺、課長、どうでしょうか。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 窓口、コミュニケーションの一つだと思っております。聞こえの悪い方とのコミュニケーションツールの、今回御提案いただいた機器はその一つかと思っております。

数年前から発見されたような機器ということで存じておりますけれども、今後も技術革新により、さらにいいものだとか、そういった機器が出てくると思いますので、こういった機器については、窓口を使うかどうかということも調査・研究してまいりたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 今、課長の答弁の中で、これから補聴器、るる改良されていいものが出てくるという御答弁もありましたし、先ほどの御答弁でも、軟骨伝導補聴器等々があるということで、昔の補聴器は耳の中に入れないと使えない補聴器でした。今、軟骨伝導補聴器または軟骨伝導イヤホン、要するに耳を塞がずに、ここにかけるだけで軟骨を通して聞こえるものもあります。補聴器に比べてイヤホンというのは、高いのは高いですけども、1万円から1万5,000円程度で買えるものであります。

各窓口にこれがワンセットずつ用意しても、基本的には、今、市民課、建設課、保健介護課、福祉事業課、その窓口が主な窓口になるのかと思います。最低3セットあればクリアできて、そんなに費用的にも高くないと思うのですけれども、ぜひこれを課長、置いていただきたいと思っておりますけれども、再度、繰り返しになりますけれども、購入検討または購入を考えていただけませんか。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 各窓口にということでございますけれども、確かに1台、相場的には3万円くらいの機器なのかと思っておりますけれども、ただ、その3万円、確かにそういった方がいらっしゃるのかもしれませんが、使用頻度から考えて、少し判断が迷うところでございまして、今後それが需要かどうかというのは、窓口の対応を今後も見ながら、これから新しいものも出てきますし、そういったことを総合的に調査・研究しながら、どのようなコミュニケーションツールがいいのかというものを考えていきたいと思っております。

先ほど御紹介しました、当課であればタブレットに職員が小さな声ではっきりと文字起こししている機器もございまして。そういった機器で相手との会話が成り立つというようなツールもございまして、補聴器一つだけのツールとは限りませんので、こういったものも活用しながら窓口対応してまいりたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 確かに安価なものでもありませんし、費用と使う度合いといいますか、使う方の頻度が分からないということなのですけれども、最低限、三つの窓口が駄目なら1階の市民課だけでも1台、ワンセット、お試しではないですけども、そういうところに置いて、その使い方によって、今後増設という考えもあるかと思うのですけれども、その辺、課長はどう捉えていますか。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 全国的に導入している自治体の様子を見ますと、やはり最初1か所、大概福祉関係の窓口だと思うのですけれども、そこで1台配置して、使用頻度、意見等を賜った後で、全庁的に入れる入れないの判断をされているというところも存じております。

ただ、これも繰り返しになってしまいますけれども、担当である福祉、介護の窓口の状況で見ますと、先ほどの答弁ということになってございますので、いまいち、決して要らないものとは言っておりませんので、こういったものもあるということを念頭に考えていきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 課長、どうして窓口に軟骨伝導補聴器、もしくはイヤホンを置くのが増えてきているかという、始まりというか、初の導入を志したのは東京都の狛江市というところなのです。市役所の窓口にある市民課と福祉総合相談窓口の2か所に当初は置かれたそうです。これは軟骨伝導イヤホンを設置したそうですけれども、理由として、やはり耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションが取れるようにするのが大切だと感じて置いたということなのです。

東京の狛江市と比べて、うちの人口は比べものにはならないと思っておりますけれども、平等性は同じだと思うのです。先ほど課長が言ったタブレットと補聴器を併用しながらやると、100%とはいきませんが、高齢者の方にとっても、また、耳のちょっと聞こえづらい方も大変便利だと思いますので、その辺も、3台とは言わず1台、お試しではないですけれども、一度使って試していただくということも私は可能なかと思っておりますけれども、その辺をぜひ検討していただいて、導入していただければ有り難いと思っておりますので、課長、よろしく願いたいと思っております。

65歳以上で当市に住居があるということで、補聴器購入費の助成なのですけれども、今現在、我が市としては上限3万円ということになっております。ですが、やはり中には、65歳以下でも、御答弁にもありましたけれども、確かに社会生活の中に、ある程度稼働年齢であることから本事業の対象にはしていませんという答弁をいただきました。中には、60歳超えると耳の低下というの落ちてきますし、職場環境とか生活、家の中の環境も、80歳とか、本当に耳の悪い方がいる家庭はどうしてもテレビの音が大きくなると。そうすると生計を同一にしている50代とか60代の方もだんだん耳が遠くなるという傾向がありますので、65歳以上と区切らず、60歳以下でも、そういう方に対しては助成の対象にさせていただきたいと思うのですけれども、その辺の答弁いただければと思います。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 御指摘の65歳未満の方への支援ということでございます。現在、当市で実施しております助成制度につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、また、議員が御指摘のとおり、高齢者の方が難聴を理由に社会、地域のほうに出歩かなくなって、それがひいては認知症につながっていくことを防ぐという目的で、高価な補聴器の助成ということで、令和4年から設けた制度でございます。

そうしますと、65歳未満ということの年齢を考えたときに、制度設計したときもそうだったと思うのですけれども、まだ今、現役世代というような中の年代でございます。そうしますと、仮に65歳未満の方にも助成するということになれば、稼働年齢でございますので、非課税者、非課税世帯に限るということにもなってくると思っておりますし、果たして稼働年齢の世帯が非課税者であるかといったところもかなり少ないのかと思っておりますので、現在のところ

は、制度の趣旨からいって、65歳以上ということで考えております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 65歳以下に購入助成をお願いしたいということは、前にも一度質問させていただいた経緯があります。

人間の耳というものは、実際20ヘルツから2万ヘルツの間の周波数を聞き分けることができると言われています。ヘルツと言われても、私はピンとこないのが正直なところですが、その中でも最も人間が聞き取りやすい周波数というのが2,000ヘルツから4,000ヘルツとごく限られてくるのです。要するに低音、高音は聞き取れないということです。その範囲に入る、逆に高音が聞き取りにくいヘッドホン、イヤホン難聴と言われる方も現に増えているというのも統計で出ております。そういう方たちは、日常生活に支障がないので気づきにくいとも言われています。結局は、健康診断の聴力検査や携帯電話の着信音などの電子音が聞こえないのがあって、病院に行ったら弱難聴というケースもあるということです。

先ほど言いました人間の聞き分けられる範囲というものがごく限られている中で、本当に高齢になってくると、またまた低音も高音も聞き取りづらくなる、周波数帯というのがまた狭まる状態になってきます。やはり65歳以上というの私は分からないわけではありませんけれども、やはり年齢を少し引き下げていただいて、市民の皆様が安心・安全で生活していただける、また、認知症に少しでもかからないような体制、環境づくりというのが市に求められるものかなと思います。一気に65歳から60歳にせよということではなくて、段階的に63歳とか、将来的には60歳とかという検討もいいかと思うのですけれども、その辺、これも検討するというか、そういうことはないのかどうか、課長、もうちょっと聞きたいと思います。

○議長（本田加津子君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 65歳未満でそういった方がいらっしゃることも確かに事実なのだと思います。ただ、本市の制度につきましては、1人1回ということでございます。補聴器はずっと10何年も使えるというような機器ではないということでしょうから、65歳未満に買われた後に、再度、故障が多くなって買い換え時期に来たときに、こういった当市の65歳以上の助成を受けていただければよろしいのかなと思っております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 課長のおっしゃるのもよく分かるのですけれども、ぜひそういう方たちにも手を広げていっていただきたいというのが私の本音であります。

柴田市長に伺いますけれども、先ほど質問の中でも触れさせていただきましたけれども、耳が聞こえづらくなると外部とのコミュニケーションもだんだん避けがちになる。市長が掲げる七つのまちづくりの一つとして、「健幸寿命の延伸」があります。市民の皆さんが元気で、またそのような方たちが人とのコミュニケーションを大切に、楽しんでいただくことで健康で明るく、そして長生きをしていただく。これこそが市長が掲げる「健幸寿命の延伸」にもつながってくると思いますが、その辺の市長の見解というのをお聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 先ほど来、市役所の窓口の、難聴者の方に軟骨伝導補聴器を設置してはどうだということ、そして今ほどの質問でございますが、軟骨伝導補聴器というのは、肌に直接触れるということで、それが不衛生だということも伺っているところもあります。先ほど加瀬課長から1台ほど設置するのも検討のうちということをお伝えしておりますが、これらについては、軟骨伝導補聴器そのものが一番いいのかどうかも含めて、他の補聴器も含めて検討しなければならぬのかなと思います。

また、今ほどの65歳未満の方についても、難聴の方がいらっしゃるということで、市民の健幸寿命の延伸も含めて、そういったことの拡充といいますか、そういうことも検討してみたいということでございます。これらについて、どれくらいいらっしゃるのか、また、確認をするためにどのような、医師の証明が要るとか、その辺も含めて、前向きにといいいますか、年齢も含めて、どれくらいの年齢がいるのかとか、その辺も含めて検討はしてみたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 市長、ぜひ検討の机上に乗せていただければ有り難いと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、次のヘルメットのほうに移らせていただきたいと思っております。

こちらのヘルメット着用義務、皆さん御存じですかと思っております。昨年4月1日、道路交通法第63条の11の改正において、自転車の運転者等の遵守事項の第1項に「自転車の運転者は乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない」。また、第2項に「自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない」。さらに第3項に「児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない」と改正されておりました。

なぜこうやって改正されたのかといいますと、近年やはり自転車事故が多くなってきているという経緯もありますし、頭部による死亡事故が、警視庁によりますと、自転車の乗車中の事故で死亡した人のうちの64.9%、まず65%の方が頭部の損傷が致命症となって死亡につながっているという統計から、昨年4月1日に道路交通法が改正になったということは皆さんも御存知のとおりかと思っております。

また秋の交通安全運動が始まります。それに先立ちまして、2日、3日前のニュースでも大きく取り上げられている問題です。

答弁の中に、自前で用意できない場合は、学校で所有しているヘルメットを貸し出していますということなのですが、これは何個ぐらい常設しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木将一君） 貸与しているのは、通学に限ってのものなのですが、もともと自転車通学できるのが、小学校でいう5年生から中学校3年生までなのですが、今現在8人、実際に通学している子は11名いまして、3名が自前で用意して自転車通学をしています。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 現在、通学用に使っている、通学している11名中8人に貸し出しをしていますという御答弁だったと思います。今、スクールバスもしくは徒歩になっているかと思っておりますけれども、通学に自転車を使っている児童または生徒というのは11人、現在いらっしゃるのですか。

○議長（本田加津子君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木将一君） すみません。先に、ヘルメットの学校の保有数21でございます。使っているのが8名ということ。

それで、自転車通学できる条件としまして、部活動に加入している子ということで、さらに、前期課程、小学校でいう5年生、6年生でしたら、部活動の予備軍といいますか、部活動

に体験入部されている子たちがいるのですけれども、その子たちを対象にして、通学を許可しているということでございます。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 分かりました。21個あるということですね。

基本的に学校で所有しているということで、それ以外に、家に帰ってから使えるように貸与しているヘルメットではないということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（本田加津子君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木将一君） そのとおりでございます。あくまでも通学用ということでございます。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 今回の道路交通法改正によって、通学だけではなくて、家に帰ってからも自転車に乗る児童または生徒、または幼児は努力義務ではありますがけれども、ヘルメットを着用しなさいというふうに道路交通法が変わりました。

これによって、やはり市としても、学校だけではなくて、市もヘルメットを購入して、そういう対象となる児童、幼児または生徒に助成をすとか、また、市が購入して希望する子供たちにヘルメットを貸与、貸し付けるということを考えているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木将一君） 大変申し訳ありません。最初に答弁させていただきましたとおり、義務化とか、そういうのがなければ、現状は検討することはありません。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 教育委員会の考えとしては承知いたしました。市として、ヘルメットの貸与とか、そういうことを考えているか、市サイドとして検討されたことがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 市全体という中で申し上げます。さきの市民課においては、交通安全ということが所掌事務の中にごございます。

当然ながら自転車において、頭の部分をヘルメットで守るということに伴う、事故に遭った場合の負傷率というものは非常に減少するというのも理解しております。

ただ、昨年この部分におきましては、努力義務という中で、道路交通法が改正された。私たちがそのことを受けて、交通安全運動においても、自転車の部分についての交通安全指導だとかということとは当然ながら、春、夏、秋のそれぞれの交通安全運動の一つの目標に入っていることも承知しております。

ただ、この部分全体で何か助成どうのこうのとなっていくますと、私の見方かもしれませんが、正直言って歌志内自体がそんなに自転車に乗って、道路事情もあるのかと、ここでは非常に自宅、民家からすぐ道道が用意され、そこにダンプカーだとか大型車両とか、非常に交通量が多い。その分、通学道路並びに今もありますサイクリングロードというところでも、歌志内のまちは、かつてからそういうような道路形成が成り立っています。反面、最近においては、自転車を運転されている方は非常に少ないのかなと。

何人かの方につきましては、きちんとヘルメットをかぶって自転車を運転されている方も私も見えています。ただ、そもそもそんなに自転車に乗っている方も少ないのかということで、これは昨年4月からの努力義務ということもありますけれども、もう少し私たちとしては状況を

把握しながら、今後の展開ということは、この先、検討していきたいと思っております。

現状といたしまして、能登議員に申し上げられる、市としてという中で、何か今すぐ、例えば購入した方に助成しようとか、そういうところまでは、はっきり申し上げまして、そこまでは至っていない。状況の把握ということがもっと必要でないかと。

ただ、先ほどの教育委員会のほうの、子どもたちの部分につきましては、ヘルメットの着用というのは、道路交通法が変わる前から義務化というか、学校のルールとして義務化しています。ここの部分につきましてはヘルメットも、実は当時は、余談になりますけれども、交通事故死ゼロ3000日を達成したときの、交通事故死ゼロ作戦本部からの贈呈品でございます。20個程度。これらから経過しておりますから、その際において、今後、5000日という目標も掲げております。そういう全体の中で、学校とも協議してヘルメットの貸与の仕方については、その先の手法もあるのかなと思っております。

以上で、見解を述べさせていただきます。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 答弁いろいろありますけれども、我が市の少ない幼児、児童または生徒の命を守るべき安全面から考えて、ヘルメット着用というのは、努力義務とはいえ必要なものと思いますので、これから教育委員会とも検討していただいて、大切さを認識され、購入もしくは貸与ということを考えていただきたいと思います。

時間の関係上、これが最後の質問になるかも分かりませんが、3番目の「福祉的な支援」ということで、これも能登半島地震によって、いろいろと新旧の防災基本計画書の修正案が出された経緯があります。この中の第2章の（2）の中に、「福祉的な支援」という文字が組み込まれ、また、著しい高齢化の進行というの也被含め、また、福祉的な支援の充実、著しい高齢化の進行、福祉的な支援の充実等々が明記されました。これをやると結構長くなるのは課長も御存じかと思えます。

ただ、1点言いたいのは、トイレトレーラーのこともありましたけれども、確かに2,000万円以上、いろいろ使っても2,000万円以上。今回の能登半島地震を受けて、沼田町が運んで向こうで使ったということを知っております。ニュースでも大々的に取り上げられていました。

現在、我が市としてのトイレの備蓄品を調べたら、簡易トイレが市役所に41台、歌志内学園に5台の計46台、北海道からの貸与品のユニバーサルトイレ、多目的トイレですけれども、役所に1台等々があるということでありました。

今のユニバーサルトイレも必要とされていますけれども、ユニバーサルトイレの上をいくユニバーサルシートというのがある。これは何かというと、今のユニバーサルトイレというのは大体幼児のおむつを取り替えるベッドがあるのですけれども、それを足の悪い大人、また、下肢に障害のある方が使えるような、ちょっと大きめのユニバーサルシートというものがあるのですけれども、この辺を備蓄品として置いていただきたい。

なぜならば、やはり先ほどから申しておりますとおり、我が市は高齢化率が高いです。災害のないまちといえども、いつ何どき災害があるか分かりません。そういうときに、下肢に障害のある方、また、寝たきりの方が使えるトイレ、ユニバーサルシートというものをぜひ購入していただいて、そういう人たちのために、利活用しないほうがいいですけれども、緊急災害時には、そういうものがあつたら我が市にとっていいのかと思うのですけれども、その辺、課長、見解はどうでしょうか。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 今回の中央防災会議の改正で、かなり現実的な支援の内容についてのところが書き込まれてきたものですから、かなり具体的に書かれているのだなというのが率直な感想でございます。

それをもちまして、今度、北海道の防災計画ですとか、併せて市町村の計画が改正されていくことになります。

同時に、備蓄品、毎年、翌年度に向けてどうしていこうかということも考えておまして、昨年あたりはトイレ処理セットというのを3,000セットほど購入させていただいたりしました。議員おっしゃるユニバーサルシートでしょうか、もちろんそれもいろいろな情報を集めて、果たしてどれが、優先度合いもございまして、どれがいいのかも含め、検討していきたいと今考えているところでございます。

○議長（本田加津子君） 能登直樹さんの質問を打ち切ります。

ここで、10分間休憩をいたします。

午前11時01分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開します。

一般質問を続けます。

質問順序6、議席番号5番、川野敏夫さん。

一つ、歌志内市長選挙について。

一つ、歌志内の芸術・文化・資産の継承について。

以上、2件について。

川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 一般質問いたします。件名2件。

件名の1、歌志内市長選挙について。

柴田市長は、6月定例会にて、1期目の公約に対する進捗と実績、そして、来たる10月の歌志内市長選挙に立候補の意思を表明されました。

対立される候補の話が少しかわわれましたが、現在のところ実際の動きは見えておりません。選挙戦になるならないはともかく、今後の歌志内を担っていくには、火中の栗を拾う覚悟が必要かと思えます。

1期目の実績に関しては、前、前々歴代の市政により、市民、市内企業、市職員、議会議員などなど多くの歌志内市民全体にて耐えて積み上げた結果により成し得た事業かと思っております。

その事業の中には、議会の思いを確認されずに進められた事案が見られました。結果、計画は進める方向であったとしても、100%賛成とならなかったのは少なくなかったと思っております。よく行政と議会が両輪で事を進めるといいますが、この輪のバランスが取れていなければ方向が定まりません。どちらか一方が大きくても小さくても、楕円形などに変形していても、市民全体を見ていなくても、多くの市民が望む方向には進めません。このことに関しては、お互いに反省が必要な部分があると思っております。

2期目を目指すということで、これからが真のリーダーシップが問われるものと思えます。市長が思う歌志内の、また、庁舎内のそれぞれの課題について伺います。

①これまで1期、おおむね4年の間、称賛と同時に批判もあったと思えますが、自身はどのように受け止められているのか伺います。

②市長部局内に対しての取組について伺います。

③教育委員会に対する考え方を伺います。

④市立病院に対する考え方を伺います。

⑤消防本部に対する考え方を伺います。

⑥1期目の公約が全て遂行されているとは思っておりませんが、2期目に当たって、市民への公約はどのようなものか伺います。

件名の2、歌志内の芸術・文化・資産の継承について。

①こもれびの杜記念館の在り方に議論があります。歌志内一時代の検証としては十分議論の必要があります。どこをどのように継承するか、一部アンケートに頼っての結論ではなく、歌志内全体の情勢を考慮して、急ぐことなく慎重な議論を望んでおりますが、いかがか。

②炭鉄港参加の在り方として、今後の予算を含めた構想について伺います。

③大正館の今後の在り方について、以前から現在個人管理されている方からの要望をお伝えしてまいりました。本人が高齢のため、今後、自身の意に反して収蔵物が分散されることを大変危惧しております。

また、国展会員本人自身制作の大小200点ほどの絵画を、例えば歌志内美術館とかに、歌志内ゆかりの芸術家の作品とともに、工夫した展示ができれば歌志内の芸術文化の関心度アップへつながり、歌志内観光の起爆になろうかと思ひ、その方向を望みたいが、いかがか。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 私からは、1番目の歌志内市長選挙について御答弁を申し上げます。

これまで1期4年間の自身の受け止めについてでございますが、私は令和2年10月26日に市政を担わせていただきました。就任翌日の27日の行政常任委員会では、コロナ感染に係る報告をして以来、第5類の扱いとなる令和5年5月8日までの約2年6か月、市民の生命と生活を守る対策に取り組んでまいりました。

コロナ感染予防のワクチンの確保や集団接種の計画、市民周知や感染対策を始めまして、並行して物価の高騰による市民や企業への支援など、感染対策と経済対策について都度臨時市議会を開催の上、議決をいただいたところでございます。

このような状況ではありましたが、政策に掲げた七つの項目は着手することができました。しかしながら、一部の個別事業については今後取り組むべきものもございませう。

また、議員の皆様に対する事業の状況説明、予算の確保と調査分析の甘さなどについて御指摘をいただいたことは、大いに反省しなければならないと受け止めております。

②でございますが、市長部局内に対しての取組についてでございます。

行政運営の最も基本となる歌志内市総合計画後期基本計画に掲げる四つの重点プロジェクト並びに第2期歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略の四つの柱における各種事業については、着実に推進してまいりました。

しかしながら、民間団体の将来人口推計において非常に厳しい結果が公表され、これを重く受け止めている中、まちづくりの中核を担う市役所の組織強化は必須であり、令和5年4月に組織機構の見直しを行ったところでございますが、行政事務のDX化が全国的に展開されているなど、行政の多様化が求められておりまして、改めて見直しを行う必要があると考えております。

また、市役所庁舎については、市民会館として昭和42年9月に竣工した建物であるわけでございます。途中、耐震改修は行っておりますが、もともと市民会館でございまして、間取り

や各フロアスペース取りなど、市役所の機能としては十分発揮できる用途ではございません。

現在、耐力度調査を行っておりますが、併せて屋上や各階の踊り場の雨漏り、壁の腐食、電気設備、給排水設備等の状況についても考察を行っております。また、洪水など、最近の気象現象も考慮に入れたリスク分析も含め、方向性を考えてまいります。

③教育委員会に対する考えについてでございます。

人口減少や少子高齢化に加え、グローバル化の進展、さらには新型コロナウイルス感染症への対応など、社会環境は大きく変わる中であって、生成AIに象徴される急速な技術革新など、将来の予測は困難な時代を迎えております。

学校教育の充実では、教育内容の充実、学習環境の充実、学校給食の充実、地域連携の充実、子育て環境の充実を掲げ、個別最適な学び、協働的な学びが実践できたものと考えております。

社会教育の充実では、幼児から成人までの生涯学習の充実を初め、各種文化活動やスポーツ活動などを実施し、多くの市民が交流を深めることができました。

今後は、市内における文化施設などの在り方について十分検討してまいりたいと考えております。

なお、児童館等一元化施設につきましては、令和8年の開設に向け準備を進めてまいります。

次、④の市立病院に対する考えについてでございます。

国や道では、地域医療構想について、団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据え、平成28年12月に策定した経緯がございます。今後は、団塊世代ジュニアが65歳になる2040年頃を見据えた地域医療構想となると思われれます。

本市は、介護と医療の連携で、近隣の病院とそれぞれの役割を明確にし、相互の連携強化を図ることにより、高齢化に伴い増加が見込まれる慢性期患者に対する病院として、近隣の急性期病院及び介護施設等との連携を深め、入院患者の確保に努めてまいりました。

今後も中空知圏域の慢性期医療を担うとともに、令和5年度に策定した「公立病院経営強化プラン」を基に、経費の削減・節減に努め、安定的な病院経営を目指しながら、市民のかかりつけ病院として、地域に根差した安心できる医療サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

⑤番でございますが、消防本部に対する考えについてでございます。

まず、消防の広域化につきましては、歌志内市が北海道の「第三次北海道消防広域化推進計画」の広域化重点地域に指定されており、人口減少により人的基盤が弱まっていくことや、近年、大規模災害への対応が叫ばれる中、単独消防に対して広域化を進めており、広域化の推進期限が令和6年4月1日までとなっておりますが、期限内での広域化は実現できませんでした。

現在の当市の消防体制は、出勤頻度が最も高い救急出動については、救急車を2台確保し、2次出動まで即応できる体制で、火災予防についても、防火に係る一般家庭査察や各事業所における立入検査を毎年全ての世帯、事業所を対象に実施するなど、他市町にはない独自の取組も数多く行っております。

今すぐ広域化を進める考えはございませんが、将来的な管轄人口の減少や消防本部の体制維持の状況、さらに国や道の指導や助言の中で、広域化を見極めなければならないと考えております。

当面、現在も取り組んでいる訓練の共同実施や消防施設の共同運用など、管内における連携

と協力体制を図りながら、市民の財産と生命を守ることを第一優先に消防行政を進めてまいります。

⑥番目、2期目に当たって、市民への公約についてでございます。

2期目に向けて、新型コロナウイルスの5類移行から社会経済活動が戻ってまいりましたが、エネルギーや原材料価格の高騰などにより、市民生活を初め中小企業を取り巻く環境は厳しい状況であります。そのような状況にあっても市民生活の安定と安全を第一優先に考え、市政を担わせていただく所存であります。

1期目の政策については、引き続き進めるとともに、今後、重要政策として位置づけておりますのは、再生可能エネルギー基地構想でございます。

本市の基幹産業である石炭産業は、明治24年に空知炭礦が石炭を採掘し始め、130年以上がたちました。二酸化炭素削減のあおりを受け、北海道電力砂川火力発電所が2027年3月に廃止となることで、歌志内の石炭産業が歴史に幕を閉じることになります。

今後、露頭炭採掘跡地は緑化事業として進められる予定でございますが、広大な面積を持ち、再生可能エネルギーとしてのポテンシャルが非常に期待されます。石炭から再生可能エネルギーとして、跡地が活用され、事業化につながるよう、土地所有者であります空知炭礦株式会社様とともに、その可能性について調査研究をし、新たな産業創出と脱炭素化に努めてまいります。

さらに、子育て支援と人口減少対策として、移住定住に係る助成事業や、子育て世帯の経済的負担軽減の継続、住宅改修事業にエアコン設備改修を対象として、高齢者の熱中症を防ぐなど、健幸寿命の延伸に寄与する助成事業の検討を行ってまいります。

また、人口減少による今後のまちづくりといたしましては、土木系インフラと建築系インフラを含め、人口規模にふさわしい施設の更新や新設に取り組むなど、維持管理費の縮減に努めてまいります。

文化・芸術といたしましては、歌志内市で活躍されていた方や、現在活躍されている方の作品について、市民や観光客にも観ていただき、既存観光施設とともに歌志内の魅力を発信できるよう検討してまいります。

最後に、持続可能な行政運営についてでございますが、地方交付税が大宗を占める状況でございますが、引き続き安定的な行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木将一君） 私の方から、件名2の①と③について御答弁させていただきます。

まず、①につきまして、教育委員会としては、修繕に莫大な経費がかかること、さらに、その経費を回収するだけの事業展開を描くことが困難であったため、やむなく一部部材を残しての解体との答えを出しておりました。しかし、本施設を残せないかとの御意見が出てきましたので、改めて慎重に検討を重ね、当初どおり一部部材を残しての解体か、もしくは存続するか、結論を出したいと考えております。

なお、アンケート調査の実施を考えており、さきの行政常任委員会で質問内容や対象者について御説明いたしました。各種御意見を賜りましたので、改めて検討することとしております。回収率につきましては、できる限り高くなるよう工夫してまいります。

なお、これら準備が整い次第、行政常任委員会に報告の上、実施したいと考えております。続きまして、③でございます。

現所有者の意向に可能な限り沿うよう前向きに検討しております。また、現所有者の作品や収蔵品に加え、市に寄附していただいた作品を含め、展示する環境づくり等、今後具体的な対応策を検討していきたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 東所産業課長。

○産業課長（東所勝則君） 私からは、件名の2の②炭鉄港の参加の在り方について御答弁申し上げます。

炭鉄港の参加の在り方についてでございますが、去る6月26日、「令和6年度第1回炭鉄港推進協議会」の書面会議において、当市が正式に同協議会への入会が承認されたところでございます。

同協議会は、日本の近代化を支えた空知の石炭、室蘭の鉄鋼、小樽の港湾、これらを結ぶ鉄道を舞台に繰り広げられた炭鉄港のストーリーを次世代へつなぐとともに、現存する多くの産業遺産を生かした観光振興などによる、地域経済への波及効果を高めることなど、炭鉄港のブランド力を高めていくことを目的として、平成30年7月に設立されました。

市といたしましては、この趣旨に基づき、現存する産業遺産を生かした観光振興により、地域経済の活性化、交流人口の増加につなげることはもとより、石炭産業により発展してきた当市の歴史、文化を次世代に伝える、つないでいくための教育資源としての活用も図りながら、当市の魅力向上により、地域活性化の起爆剤の一つとして進めていく考えであります。

今後、同推進協議会やNPO法人炭鉱の記憶推進事業団とも連携を図りながら、日本遺産における構成文化財の登録申請を進め、炭鉄港にちなんだ食、ガイドツアー、グッズの開発、イベント開催など、来年度に向けた必要な予算を計上することとしております。

以上であります。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） ありがとうございます。

こもれびの杜記念館ですけれども、慎重に考えて、一旦は解体の費用を調査するという説明を受けたのですけれども、その後、残してはどうかという考えも尊重してということでしょうけれども、十分検討して、その都度、流れをまた、委員会だけでなく結構ですけれども、いろいろなきに報告をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

炭鉄港についても、今加入している市町でも、あまり深入りするなというような意見もあるようなので、その辺も考慮しながら、ただ、炭鉱の卒業生としては、いろいろ施設を残してもらうのが非常にうれしいのですけれども、その辺で負担にならないような予算の立て方をお願いしたいと思います。

大正館、何とか彼の目の黒いうちに結論を出して、やっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

市長にいろいろ聞きました。16日の事務所の開所のときには、改めてる公約というのがあると思うのですけれども、私、先走って聞いてしまったのでちょっと申し訳ないのですけれども、皆さん思っていることが大体載せてくれそうだという感じがします。

というのは、昨日の一般質問の中でも、高齢者住宅の住環境を見てやれないかとか、ないしは、市民全体に、言葉で言ったかどうか分からないけれども、商品券なんかを配れるような段取りも、生活支援できないのかとか、ないしは観光施設のための補助金なのか、そういう交付も考えてくれないかみたいな、何とかその辺も公約に入ってもらいたいみたいな、昨日の話もあったのですけれども、別に公約でなくても、そういう方向に進んでいきたいという意味に取れる答弁がありましたので、これ以上の再質は本当は必要ないのですけれども、少しだけ質問

させていただきたいと思えます。

柴田市長、私とは町内会連合会の会議から始まって、もう大方30年ぐらいになります。それでその間、本当はこれが持ち味なのかもしれないのですけれども、ほかからの意見を聞いて、同調し過ぎる面があるのではないかと思うのですけれども、その辺、反省にもならないのですけれども、その辺、自身の思いは、そういうことはないということなのか、なんか私が見ていて、そっちの声は聞かなくても、自分の思ったことを進めてくれればいいのかというのがちょこちょこ見られるのですけれども、その辺の自身の思いはどうなのでしょうね。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 基本、民主主義ということなので、多くの皆さんの声を聞いて、そこで何に力点を置くかということによってやっておりますけれども、たくさんの優秀な副市長以下課長もいらっしゃいますので、その中でこれはこうではないかということで議論を深めて、そして予算化するということでございますので、先ほどもいろいろ御意見をいただきましたけれども、これについても十分見極めて、妥当性があるかということで対応していきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 前段に少し車の両輪の話をしました。ここ1年半ぐらい、両輪のバランスというか、意思の疎通がちょっとずれているかなという感じを受けます。私だけではないと思うのですけれども。

これにかこつけてというような話ではないのですけれども、現在、議会事務局と監査事務局が兼務で職員配置されています。それが原因かどうかというのは定かではないのですけれども、これも原因の一つになるのかなど。人員の配置についてはかなり苦慮されているのは分かりますけれども、その辺、私の思い過ぎしか、その辺の考え方はどうなのでしょうね。

○議長（本田加津子君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 市長選挙についてという件名の中で、機構の部分ということで私のほうでお話しさせていただきますと、それぞれ市町の人口規模だとか、いろいろな課題等、そういったものをいろいろ考慮し、一度といいますか、議会と監査委員事務局というものを統合させていただいた。そこで必要な人員は配置したつもりではございますけれども、やはりそれぞれの職員のほうからも、いろいろと大変な部分があると。実際に監査につきましては、行政課題が多岐にわたっている中で審査、それらをより充実させなければならないということでの必要性について、私のほうに御意見をいただいたりしております。

今回、二つを一つにしたということではございますけれども、先ほど市長の答弁にありましたように、改めて組織機構の見直しというものにも着手しなければならないと思っておりますので、その中の検討課題の一つと捉えているところでございます。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 部局内ではいろいろ体制を整えつつあるのでしょうかけれども、それによって、議会側との疎通が悪いというのか、滞っていると感ずるところが少しありますので、その辺、部局内で調整がつくのかどうか分からないのですけれども、その辺の扱いを、この選挙に向けて考えていただきたいと思えます。

答弁の中で、教育委員会に対する答弁をいただきました。これから児童館等一元化施設に向けていくということで、当然それに賛成して進んでもらっているのですけれども、その件に関しても織田教育長にちょっとお願いがあります。

先ほど両輪の話もしましたけれども、教育委員会と議会ともちょっとかみ合わないところが

あるのかなど。一番驚いたのが、教職員住宅の建設というのも本当に突然に伺いました。聞くところによると、かなり前から予定が立っていて、結果的に補助金がついたから今回提案しますということだったのですけれども、その前段のときに、市長からいろいろ教育委員会に対する考え方を聞いていますので、教育委員会も議会へ親切に対応してもらいたいなど。いろいろさっきのこもればのことであつたらうし、そういうこともあつて、この後、校長宅の建設も予定しているということもありますけれども、それについての話も、予定していますだけで、どの程度進んでいるのか、全然教育委員会からの報告は、報告まではいかないのかもしれませんが、ありません。

教育長自体が、学校教育ですとか社会教育だとか、これは恐らくプロだと思うのですが、もうちょっと議会对応もプロになっていただきたいと思つていますが、それに対してはいかがですか。

○議長（本田加津子君） 織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） 川野議員からの御指摘本当にありがとうございます。

何分行政に入って、議会の皆さん、議員の皆さんとお話することというのは本当にこの機会が初めてでございます。そういう面では、私の勉強不足、それから、どのような形で橋渡しをしているのか、どうやって職員を使っているのかということでの、本当に私の力なさいのいたすところではないのかと思つております。

従来、学校現場にいたときには、報連相は確実に行うと。これは職員にも重々お話をさせていただいたこともあります。そういう部分で、私が教育委員会の長となったときに、それをどうやって下部職員のほうに、そしてまた、市長部局のほうに伝えていかるところは、なかなか推しはかれないものがございまして、皆さんに御迷惑をかけたところでございます。

今、御指摘いただきましたし、市長が2期目として、これから推進していくまちづくりにぜひとも、私もまだ残り1年ございますので、その部分で協力をしていきたいと思つております。

そういった意味で、これからは、いわゆる教育委員会の情報といいますか、我々が今何を取り組んで、どういうふうに行っているのかという進捗も含めまして、随時何らかの形で皆さんにお答えできればと思つております。この面に関してはお約束をさせていただきたいと思つておりますので、今後、御指導・御鞭撻いただければと思つております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 教育長が申していますので、議員の方々もいろいろ教育長に相談をするように努めますので、よろしくお願ひしたいと思います。

市立病院に関する考え方なのですが、公立病院の経営強化プランというのが推進されるという答弁がございました。市立病院に関しては、医師の体制ですとか、その辺も安定はしてきていると思つております。

一番応援したいのはリハビリ科の創設、このプランの中に入っているのかどうか分からないのですが、その辺の進捗はどの程度なのか教えていただきたいと思つております。

○議長（本田加津子君） 山岸市立病院事務長。

○市立病院事務長（山岸康治君） リハビリの再開に向けた進捗状況でございますが、現在、理学療法士の募集を行つておまして、数名の方から職務内容についての問い合わせがありまして、実際、病院の見学をしたいという方がいらつしやまして、病院を見た経過もございまして、募集期間は9月20日頃にしておりますので、締め切り後、試験をして、10月頃には内

定を出したいと思っております、その後に、その方の意見も聞きながら、必要な医療機材などについて最終的に決定して、来年4月の再開を目指したいと思っておりますのでございます。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 安定的な病院経営を目指すというふうに市長もおっしゃっていますので、その辺の御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

消防本部の広域化ということは避けて通れないという話を前段から伺いました。今回は、4月1日には間に合わなかったということなのですが、この後、今の体制で不満はないのですけれども、ゆくゆくは自賄いというのができるのかどうかも含めて、消防長の考え方も聞いておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（本田加津子君） 神消防長。

○消防長（神邦広君） 消防の見解ということでございますけれども、市長の答弁にもありましたとおり、今現在、消防体制的に救急車2台体制ということで、人口規模、面積のスケールメリットを考えますと、手前みそですけれども、大変恵まれた状況にあるのかと考えています。

しかしながら、今後、管轄人口の減少は避けられないものとなっておりますので、現在の体制が維持できなければ、広域化は仕方がないような状況だと考えております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 分かりました。大分前から大丈夫なのかということは、人口的にも考えておりましたけれども、それでも、拙速にやる必要はもろくないと思っておりますので、今の体制を維持しながら、何とかこの体制が、今のところベストだと思いますので、共同でやらなければならないこともだんだん増えてくるのでしょうかけれども、今の体制を維持して、市民の生命と財産を守る消防であってほしいと思います。

市長の公約を伺いました。基幹産業の廃止になるということは2年前ぐらいから皆さん承知で、いろいろ対策も考えなければならないと位置づけられるでしょうね、再生可能エネルギーのほうに移行する。

だんだんそっちのほうの情報も入ってきているのですけれども、それだけで、今の空知炭礦関連の従業員が全員雇用できるのかということ、恐らくそうではないと思うのです。復元その他で2年か3年はあるかと思っておりますけれども、その後、何とか基幹産業として何をを目指すかというのが、先ほど来少しづつ言っている歌志内の観光を少しスピードアップしてレベルを上げてもらってというお話がしたいなど。

それで、昨日の話にもあったのですけれども、観光産業に少し応援できる手段はないかというのを公約というか、そういう手立てを考えてもらえないかなど。まずは、石炭産業に代わる産業として、多分観光産業だと、若干雇用の維持はできるのかなと思うので、そういう補助、助成の体制は何か取れないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 雇用対策ということも含めての考えではないかと思っております。まず、空知炭礦の露頭跡地での再生可能エネルギーの展開でございますけれども、広大な土地がそのまま残るということで、北海道は、地熱以外はナンバーワンの能力があるということで、今現在、風力調査をやっておまして、大体4（m/s）前後ぐらいの風力があるということなのですが、それではちょっと足りない部分もあるのかという中で、太陽光も含めてのハイブリッドの再生可能エネルギーということでございます。

再生可能エネルギーがもし、空知炭礦で管理している面積が1,000数百ヘクタールあるということですので、その中でどれぐらいの対応ができるのかということですので。砂川の火力発電所の3号機、4号機が12.5万キロワットで25万でございまして、北海道電力の目標は2030年まで30万キロワットということで、再生エネルギーを目指しておりますので、そこからどういうふうに対応できるのかと。

そこで、太陽光にしても再生エネルギーでどれぐらいの雇用が生まれるのかと。また、それを蓄電しなければならないので、そういう施設もできるとなれば、そこでどうなのかということ、ちょっと未知数の部分はございますけれども、やはり空知炭礦から再生可能エネルギーになって、そこで働く場所が確保できればいいのかなと考えておまして、空知炭礦もそういう考えの下、一緒に手を取り合いながら進めていきたいと思いますというお話をしているところでございます。

また、観光産業につきましては、本当に川野議員が言うように、観光客を取り入れて、歌志内の産業に結びつけていくということは非常に重要かと思っております。インバウンドの回復も月当たり300万人以上に増えておりますので、そういう意味では、日本も観光産業が主な産業にこれからもなっていくと思っておりますので、それについては明言して、例えば個別具体的に言うと、スキー場にこれだけ投資しますということ、そうするとやはりいろいろな制度設計を考えなければならないと思っておりますので、全くやらないということではありませんけれども、どういう形がいいのかという、ほかの観光施設もございまして、そういったことも含めながら考えていくということで、公約で掲げて強力的にやりたいのは山々でございましてけれども、やっぱり補助をするなり、事業支援をするということは、やはり議会の皆さんにも相談しながらやらなければならないと思っておりますので、その部分だけは慎重に進めていかなければならないかと思っております。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 慎重に進めましょう。

最後に、文化・芸術としても、観光客を増やすために検討していただけるということで、大正館のほかにも炭鉄港に含まれるのも、こもればの杜に含まれるのも、それぞれ観光の役に立つのかなと思っておりますので、今後、議会に対する提案がどういうふうに出てくるのか分からないですけれども、その辺の魅力を発信できるようにしていただきたいと思っております。

いろいろ細かく聞こうと思ったのですが、細かく答弁していただいたので、私の質問はこれで終わりますけれども、最後に、お礼を言いたいと思っております。

今年も盆踊り、無事に楽しく終わりました。おかげさまで、ありがとうございます。来年も続けてやれるように頑張りたいと。できれば予算もつけていただければ有り難いと思っております。

これで、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（本田加津子君） 川野敏夫さんの質問を打ち切ります。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続けます。

質問順序7、議席番号4番、松井敬道さん。

一つ、一般廃棄物最終処分場について。

- 一つ、専決処分について。
 - 一つ、不適正な昇給実施の疑義について。
 - 一つ、財政計画の策定及び公表について。
- 以上、4件について。

松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） それでは、通告に基づき質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

件名の1、一般廃棄物最終処分場について。

現在、本市では、上歌最終処分場と東光最終処分場の二つの最終処分場を管理運営していると思います。

そこで伺います。

①最終処分場については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、維持管理の状況の公表が義務づけられており、市のホームページにもそのように記載され、毎月維持管理状況報告書の写しをホームページにアップしていたと思います。

一般質問通告書作成の時点で、上歌・東光とも令和5年6月以降の公表が滞っていると思いますが、毎月検査は実施し、維持管理状況報告書は作成しているのか伺います。

また、年1回公表している精密水質検査とダイオキシン類の測定値も令和5年度以降公表が滞っていますが、検査等は実施し、報告書は受領しているのか伺います。

②上歌・東光の両最終処分場とも放流水の水質等については、周辺地域の生活環境の保全のため、達成することとした数値を定め、地域住民の代表と公害防止協定等を締結していると思いますが、それぞれの最終処分場について、協定等を締結している団体の名称を伺います。

③直近の維持管理状況報告書が公表されていませんので、1年以上前の数値になりますが、現在公表されている令和5年5月分の放流水について確認しますと、東光最終処分場は、全項目、測定値が目標値を下回っていますが、上歌最終処分場については、T-N（窒素含有量）の測定値が15.0ミリグラム／リットルで、目標値の10ミリグラム／リットル以下を上回っています。

過去のデータを見ますと、平成26年12月までは、平成26年6月に一度、1.0ミリグラム／リットル、目標値を超えていますが、それ以外の月は全て目標値以内となっています。平成27年1月以降は、ほぼ毎月目標値を超え、最大は令和3年3月の41.0ミリグラム／リットルで、目標値の4倍を超えています。

また、COD（化学的酸素要求量）も令和2年11月以降、半分以上の月で目標値を超えています。

放流水は、最終処分場内の浸出水を機械や薬品等で処理し、最終的に河川に放流する水だと思いますが、長期間、公害防止協定等で締結した目標値を上回っていることについて、問題はないのか伺います。

また、目標値は、道に対し届出をしていると思いますが、報告する義務はないのか伺います。

④上歌最終処分場は、膜処理という高度な技術により、浸出水の処理を行うことで、非常に安全性の高い各種目標値の設定が可能となり、地域住民の建設同意が得られたものだと思いますが、現在の浸出水の処理はどのように行っているのか伺います。

⑤東光最終処分場は、中北空知地域の5市9町で組織された、中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却施設から排出される焼却灰を処理する専用施設として本市が管理運営し、その経費は

全額、広域連合からの負担金で賄われていると思います。

そこで伺いますが、東光最終処分場が満杯になるまでの残余年数について伺います。

⑥現在、本市では東光最終処分場の閉鎖に充てるため約5,100万円を基金として積立しています。この基金は、東光最終処分場を株式会社エコバレー歌志内から本市が無償譲渡を受けた際に、同社が法律に基づき積立していた維持管理積立金の全額を本市が受領したものだと思いますが、最終処分場を閉鎖するにはこの金額では全然足りないと思います。

また、閉鎖後も施設の廃止が許可されるまでは、浸出水の処理などが必要だと思いますが、これら閉鎖等にかかる費用は、全額、中・北空知廃棄物処理広域連合からの負担金で賄われるとの認識でよいか伺います。

また、閉鎖等に係る費用はどのくらいを見込んでいるのか伺います。

⑦最終処分場を新たに建設する場合は、単独の自治体でも建設場所の選定、環境影響調査、住民合意、基本計画・地域計画の策定、補助金等の事前協議、基本・実施設計、建設工事など、検討を開始してから供用開始するまでには、長いものでは10年くらい要することもあると思います。

現在地の周辺に建設する場合は不要となるものもあり、大幅に期間は短縮されると思いますが、現在、広域連合とは、次の最終処分場について、本市に建設の意向があるのかを含め、協議をされているのか伺います。また、されていない場合は、いつ頃から協議される予定なのか伺います。

件名の2、専決処分について。

最近の専決処分の仕方について疑義がありますので質問いたします。

①本年5月10日開会の令和6年第2回臨時会で、産業開発促進条例の一部改正について、専決処分により条例を改正したとの報告がありました。

その経過は、2月の行政常任委員会で、一定の要件に該当する事業者等に対し、固定資産税の課税の免除等を定めている産業開発促進条例が令和6年3月31日で失効するに当たり、同じく期限を迎える新過疎省令の延長に合わせ、条例の適用期限を延長しようとするものでした。

ただし、延長期間は、新過疎省令が3年間延長されるのに対し、産業開発促進条例は、国の減収補填措置を受けるために、本市の過疎計画の期間内でなければならないことから、過疎計画の期限に合わせ、2年間の延長とするとのことでした。

その際に、期間延長の根拠としている新過疎省令の改正が本市の3月定例会後になる見込みで、時期的に議案として提案ができないので、新過疎省令が改正され次第、専決処分により条例を改正したいとのことでした。

しかし、実際に専決処分された条例は、適用期限の条項が削除され、期限を設けない内容となっていました。新過疎省令には期限があるのに条例には期限を設けないということは、国の減収補填措置に関わらず助成をすることになり、新過疎省令の改正を待つ必要はなかったと思います。

それであれば、従前から令和6年3月に条例が失効することが分かっていたのですから、執行機関として期限は設けないとの意思決定をし、3月の定例会に議案として提案しなればならなかったと思います。

期限を設けないことが適切でないということではなく、新過疎省令の改正を根拠に条例を改正するのであれば期限を設けるべきですし、2月の行政常任委員会ではそのように報告をされたと思います。

執行機関として意思決定し、正式に議会の常任委員会に報告したものを根拠としていた新過疎省令の内容も変わらなく、情勢等の変化もないのに、翌月に何の説明もなく内容を変更し、専決処分をすることは議会と執行機関の信頼関係を自ら損ねる要因になると思います。

今回の件は、執行機関として、2月の時点で期限を設けるのか設けないのか、最終的な意思決定の甘さが原因だと思いますが、今後もこのような手法により事務処理を進めていく考えなのか伺います。

②専決処分の報告がありました第2回臨時会で、産業開発促進条例について、委員会に報告した2年延長から期限を設けないことに変更した理由について質問いたしましたが、答弁は、省令が正式に決まって、失効を避けるために期限なしとしたとのことでした。これでは変更した理由になっていません。

当初の予定どおり専決処分により、2年間延長すれば失効しませんし、何も問題はなかったと思います。

期限を設けないこととするのであれば、今回2年間延長し、次回の改正の際に正式に議案として提案し、審議するのが適正な事務処理だと思います。

条例や予算は議会で議決するのが本来の姿で、専決処分は、一定の要件の下で認められる、あくまで例外で、乱用はできないと思います。

また、専決処分する内容についても必要最小限とすべきだと思いますが、見解を伺います。

③同じく、専決処分の質疑における答弁で、最後に市長は、指摘のあったことについて、精査しながら対応していきたいと答弁されましたが、精査した結果と今後どのように対応されるのか伺います。

④同じく、令和6年第2回臨時会で国民健康保険税条例の一部改正について、専決処分により条例を改正したとの報告がありました。

今回改正された賦課限度額の引上げは、現在、専決処分と議案により提案している両方の自治体がありますが、どちらかでなければならぬということはないと思います。

しかし、専決処分により限度額を引上げるのであれば、政令の限度額が改正されたから自動的に引上げるのではなく、政令の改正が年度末頃になることは分かっていたのですから、政令の改正が予定されている段階で、国民健康保険税の賦課及び徴収方法に関する事項を審議する機関である国民健康保険審議会に諮問し、賦課限度額の引上げが適当であるとの答申を受けるとともに、政令が予定どおり改正されたら、専決処分により改正する旨の了承を得ておくことが適当だと思います。

また、国民健康保険審議会の意見が、政令案のとおり引上げることが適当だとの答申であれば、同じく議会に対しても、政令が予定どおり改正されたら、専決処分により改正する旨の報告を事前に行っておくことが適切だと思います。

議案として提案する場合も同じく、国民健康保険審議会に諮問、答申を受けた上で、通常の手続により議案を提出すればよく、本市も以前は議案として提案していたと思います。

そこで、質疑の際の答弁では、周りの市町に確認したところ、ほとんどが専決処分しているとのことでしたので、今後のため、本市を除く中空知管内の4市5町で、今年度、専決処分により限度額を上げた市町名について伺います。

⑤今年度、専決処分により限度額を上げた市町で、本市のように国民健康保険審議会または運営協議会への諮問と、議会への事前説明のどちらも行っていない市町名について伺います。

⑥質疑の中で、令和12年度に向けて、北海道全体で国保料の統一が予定されているのでと

いう趣旨の答弁がありました。道では、令和12年度をめどに、全道の国民健康保険料水準の統一を目指し、その統一に向けた課題と取組の方向性を示しており、その中に賦課限度額の統一の項目があると思いますが、これはあくまでも方向性で義務づけではないと思います。

これをもって、自動的に市町村の国保料（税）の賦課限度額が決定されるものではないと思います。

道が方向性を示しているとしても、改めて市は、国民健康保険税の賦課及び徴収方法に関する事項を審議する機関である国民健康保険審議会に諮問し、審議するべきではないかと思いますが、見解を伺います。

⑦本市の国保税の税率は、全道的には低いほうだと思いますが、道では令和12年度をめどに、全道どこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料（税）負担となる保険料水準の統一を目指していると思います。この場合も義務づけではなく、方向性が示されたら、国民健康保険審議会には諮問せず、専決処分により税率を改正する考えなのか伺います。

件名の3、不適正な昇給実施の疑義について。

令和6年第1回定例会に続き質問いたします。

現在の給与制度が50年ぶりに改正された背景に、一部の団体による不適正な給与制度・運用の存在があったことは前回説明しました。

また、総務省の研究会が客観性・公平性の確保が重要としていることと、運用段階における小規模団体の留意事項も説明しました。

そこで伺います。

①国は、勤務成績が極めて良好で、標準職員の昇給が2倍となるA区分の割合（分布率）は5%以下と定めています。

前回の答弁で、本市は分布率を参考とした評価は行っていないとのことでしたが、職員の給与は法律により条例で定めることになっており、いかなる給与、その他の給付も法律、条例に基づかずに支給できないとなっています。条例や規則に分布率を定めず、約20%の職員をA区分とすることは、条例主義に反すると思いますが、適法なのか見解を伺います。

また、国や道に確認をされたのかを伺います。

②同じく前回、職員の昇給については、今後客観性を担保するためにも人事評価を昇給に反映させていくための準備を進めているとの答弁でした。

自ら、総務省が重要とした客観性がないことを認めていると思います。職員に面接した日も分からない、勤務成績を証明する書類も作成していないなど、まさに総務省が小規模団体に対し懸念していた客観性を欠いた恣意的な運用になっていると思いますが、見解を伺います。

③前にも言いましたが、行政は文書主義です。これは意思決定に至る経過や事業の実績を後から検証することができるよう文書にしておくことです。

勤務評価は口頭説明、記録も保管していない、実施日も不明となったら、どうやって検証するのでしょうか。それでは客観性も公平性もないと思います。しかも永年保存が多い給与に関することです。あまりにも行政の事務処理としては不適正で、条例や規則を都合のいいように拡大解釈して運用し、市民への説明責任も果たしていないと思いますが、見解を伺います。

④職員組合とは、一定の年齢や号棒に達した者に対し、一律に勤務成績をA区分とする持ち回り運用についての要求や実施する旨を回答したことがないか伺います。

件名の4、財政計画の策定及び公表について。

財政計画の策定については、令和5年第2回定例会と令和6年第1回定例会で質問しました

が、それぞれ次のように答弁をしています。

令和5年第2回定例会では、現在、作成が途絶えている財政計画を作成し、ローリングする手法で毎年公表することについては今後検討したい。

令和6年第1回定例会では、財政計画は、計画的で持続可能な財政運営を図る観点から、次期総合計画や総合戦略の策定に合わせ、計画と一体となった将来的な財政運営の在り方についてお示しする方向で取り組む考えとのことでした。

そこで伺います。

①市のホームページの組織一覧で、財政管財グループを見ると、業務内容の欄には、財政系では3項目あり「予算・決算」、「財政計画」、「財政事情の公表」となっています。

また、財政管財グループの事務分掌を見ると、15項目ありますが、その中に「財政計画に関すること」、「財政事情の公表に関すること」があります。いずれも主たる業務に財政計画が入っていますので、当然に作成しなければならないものだと思いますし、以前は作成していました。

公表するしないは別として、大規模な工事が増えている中で、財政計画の作成が途絶えていることが問題だと思いますが、見解を伺います。

②計画的で持続可能な財政運営を図る観点からと言いつつ、令和8年度からの次期総合計画や総合戦略の策定に合わせ取り組むと答弁しています。

大規模な工事が増えている中で、後年度負担を含んだ中長期的な視点による財政状況の把握は必須です。

以前本市では、現年度の収支が重要視され、後年度の負担は何とかなると、あまり重要視せずに起債を借入れしたことなどにより、早期健全化団体に陥ったことがあります。

計画的で持続可能な財政運営を図るのであれば、客観的な資料として、一刻も早く財政計画を作成すべきだと思いますが、見解を伺います。

③今後、多額の費用がかかる工事などは、必要性に加え、財政計画などによる財政的な裏づけがなければ、市民も議会もその是非を判断することが難しくなるとは思います。透明性や説明責任の観点も含め、見解を伺います。

以上、4件の件名について質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（本田加津子君） 理事者答弁、佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 私からは、件名1、一般廃棄物最終処分場についてと、件名2、専決処分についての④から⑦までの御質問に対し答弁いたします。

まず初めに、件名1、一般廃棄物最終処分場についての①の維持管理状況報告書についてでございますが、これは、議員の御指摘のとおり、ホームページへの掲載を失念しておりました。早速、令和5年6月以降の維持管理状況報告書の写しをホームページに掲載した次第であります。

なお、検査は毎月実施し、維持管理報告書を受領しております。

また、精密水質検査とダイオキシン類の測定値についても同様であり、報告書のほうも受領しております。

次に、②の公害防止協定につきましては、上歌・東光の両最終処分場とも、公害防止協定等はどこの団体とも取り交わしておりません。

次に、③の放流水の測定値についてであります。御指摘のとおり、T-N（窒素含有量）の測定値が、上歌最終処分場の目標値を上回っておりますが、省令で定められている基準値内であることから、問題があるか否かとなれば、問題はないと考えております。

ただ、自主基準値を超過していることは憂うことであり、施設の維持管理業者とも、原因究明に係る協議を進めてまいりたいと思います。

また、北海道への報告義務についてであります。御指摘の放流水の水質基準においては、省令で定められている水質基準T-N（窒素含有量）は1リットル当たり120ミリグラム。COD（化学的酸素要求量）は1リットル当たり60ミリグラムとなっており、自主基準として、T-Nは1リットル当たり10ミリグラム、CODは1リットル当たり10ミリグラムと設定されております。今回は、目標値としております自主基準値を超過している状況であります。法規制値を超過していないことから、特に関係官庁への報告義務には及んでおりません。

次に、④の上歌の最終処分場の浸出水処理についてですが、処理方法は、膜処理技術によるもので、微細な孔径がある膜に、生物処理、凝集などで前処理した原水を膜でろ過し、最後にPH（水素イオン濃度）を5.8から8.6の中性域に処理を行い、放流する方法であります。

次に、⑤の東光最終処分場の残余年数であります。令和3年度に実施した残余容量調査のときの算出年月とほとんどのずれはなく、最長で14年、最短で11年との残余年数を見込んでおります。

次に、⑥の埋立終了後の処理についてでございますが、さきの⑤番のところでも申し上げたとおり、東光最終処分場はまだ10年以上の残余年数を見込んでいることから、現時点で閉鎖に向けての協議には至っておりませんので、その費用についても押さえておりません。今後、埋立状況を注視しながら、しかるべき時期に協議を行いたいと考えております。

なお、閉鎖等に係る経費については、議員同様に、中・北空知廃棄物処理広域連合による負担と認識しております。

次に、⑦の東光最終処分場の新たな建設につきましては、議員の御指摘のとおり、新たな処分場を建設するとなると、数年前から準備に取りかからなければなりません。今後も本市において二つの最終処分場を保有することが適切なのかも含め、検討しなければならず、埋立状況等も注視しながら、中・北空知廃棄物処理広域連合と協議・検討していく考えでございます。

なお、現在、同連合においては、焼却施設であるエネクリーンの稼働年数が12年を迎え、施設の基幹設備の耐用年数が15年程度と見込まれておりますことから、基幹設備の点検、基幹設備改良工事の有無や施設の延命化対策を判断するため、中・北空知エネクリーンの長寿命化及び長期包括運営に関するロードマップにより、その作業が進められ、令和7年度に長寿命化総合計画の策定が予定されております。

次に、件名の2、専決処分についての④から⑦までが国民健康保険に関する内容ということで、一括して御答弁申し上げます。

④及び⑤についてですが、今回の改正に関しましては、平成30年度の国民健康保険制度の統一化の考えに基づいて行っており、今回の改正内容については、地方自治において許されている上乗せ条例や横出し条例とされるものではなく、国の発出による技術的助言、いわゆる準則に基づいた内容であることと、国民健康保険税の賦課基準日である4月1日を考慮すると、最も早く改正が可能となるのが3月末日における専決処分による改正となることから、専決処分にて行ったところであります。

また、審議会の開催についてであります。委員の皆様にはこの改正内容を直接お伝えした上で、委員の皆様から開催には及ばないとの確認をいただいたところであります。

本市の保険者である空知中部広域連合の構成団体においては、今回の改正における審議会の開催は、慣例により開催した1団体を除き、他の4団体は開催していません。委員会等の事前説明も行っておりません。今回の改正した上程方法については、3月から5月の間で、本市以外は、慣例として議案により上程したということでありました。

続きまして、⑥及び⑦についてであります。令和12年度の保険税、保険料の統一にしましては、全道的に協議を行っているもので、どこかの団体が単独で国民健康保険行政を行っていただける可能性を模索している内容ではございません。

しかしながら、国民健康保険行政における行政サービスや、国民健康保険税、保険料の料率の統一化などの内容もあるため、現在、北海道とも協議・調整を行いながら、必要な時期までに審議会を開催し、答申を受ける考えで事務作業を進めております。

審議会での内容につきましては、行政常任委員会に報告した上で議案として上程し、議員の皆様にお示しする考えでございます。

私からは、以上とさせていただきます。

○議長（本田加津子君） 東所産業課長。

○産業課長（東所勝則君） 私からは、件名の2、専決処分について。①から③、関連がございますので、一括して御答弁申し上げますが、まず、①は執行機関として、2月の時点で期限を設けるのか、設けないのか、最終的な意思決定の甘さが原因。今後もこのような手法により事務処理を進めていく考えなのか。②につきましては、専決処分は例外で乱用できない。専決処分の内容も必要最小限とすべきと思うが、見解はどうか。③については、精査した結果、今後の対応についてということでございます。

まず、専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項に、「普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる」とされております。

今回の条例改正につきましては、第2回臨時会で御答弁申し上げた内容と一部重複しますが、これらの規定に基づき、法令上認められた権限に基づき、自らの判断と責任において意思決定を行い、これに従って行ったものでございます。

本年2月の行政常任委員会において御報告させていただきました内容のとおり、新過疎省令における適用期限の延長に合わせ、条例の失効期限を延長するため、改正根拠である同省令の公布を待っていたところではありますが、事務処理上の期限であります3月29日までに公布がなかったことから、条例の延長期間となる根拠がなく、やむを得ず同日に条例の失効期限を削除する改正を行い、同条例の失効の回避を図り、条例の有効性を保持したところであります。

なお、新過疎省令は3月30日の休日に公布されております。

これらの経過から、意思決定並びに事務処理につきましては妥当であったものと考えております。

また、専決処分の内容も必要最小限にすべきとのことでありますが、法令上認められた範囲での対応であり、市民サービスの停滞を防ぐという行政執行上の観点から、やむを得ない場合に限定し、補完的に行ったものでございます。今後におきましても、法令上認められた権限に基づき、慎重かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 私からは、件名3、不適正な昇給実施の疑義について御答弁申し上げます。

初めに、①の昇給区分に対する見解と国や道への確認についてでございますが、以前からの繰り返しの御答弁となりますが、職員の昇給に係る評価につきましては、市長、副市長、総務課との協議において、口頭により説明をしながら実施しておりましたので、特段、国の割合を参考としながら評価を行っておりませんでした。

また、条例を逸脱した運用とならないよう留意はしていたため、特段、国や道への確認は行っておりません。

なお、今後は客観性を担保するためにも人事評価を昇給に反映させていくことを予定しております。

次に、②の運用に対する見解についてでございますが、現時点では、本市においても人事評価結果を活用しておりませんが、全国的にも活用していない団体が多いことから、総務省では、未活用団体を対象に活用推進に向けた取組を行っており、北海道を通じて活用に向けた打ち合わせ作業を行っているところでございます。

次に、③の事務処理に対する見解についてでございますが、以前からの繰り返しの御答弁となりますが、勤務評価は必要の都度面談を実施するなどによって行っておりました。様々な疑問を抱かれている点もあるかと思っておりますので、今後は客観性を担保するためにも人事評価を昇給に反映させていくことを予定しております。

最後に、④の持ち回り運用についての要求や回答についてでございますが、職員組合とは、自治労としての統一要求や職員組合の独自要求などについて協議、回答する場を設けており、様々なことが話し合われております。

また、協議、回答事項については、文書により取り交わしを行うこととしておりますが、話し合いの中での個別の内容等につきましては、御答弁は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） 私から件名4、財政計画の策定及び公表について御答弁申し上げます。

初めに、①の財政計画の作成が途絶えていることについてでございますが、これまでの御答弁と重複いたしますが、本市における財政運営に関する計画は、平成21年に3か年を期間とした財政健全化計画第2次計画を最後に策定した経過はなく、また、内部的に参考として作成していた推計資料につきましても、平成27年度以降更新していない状況にございますが、この間におきましても、今後の財政状況等を考慮せずに財政運営をしてきたわけではなく、国における地方財政計画などの情報を注視しながら、収入に見合った支出を基本とする健全な財政運営に努めてきたところでございます。

次に、②の一刻も早い財政計画の作成についてでございますが、財政計画の作成につきましては、これまでも御答弁しておりますが、次期総合計画や総合戦略の策定に合わせ、一体となった将来的な財政運営の在り方についてお示しする方向で取り組む考えに変わりはございませんが、本市が有する特性や規模にあって、どの程度の計画が必要になるかなど、検討してまいりたいと考えております。

次に、③の透明性や説明責任の観点についてでございますが、これまでも規模の大きな事業等に取り組む場合には、事業費を初め、償還、基金残高などの資料を取りまとめ、議員各位はもとより市民の皆さまに情報提供を行ってまいりました。今後におきましても、身の丈に合っ

た財政運営を心がけていく中、時期を逸することなく、丁寧な情報提供、説明を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 順番をちょっと入れ換えまして、専決処分のほうから再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

産業開発促進条例の関係ですけれども、省令の改正が年度末になるということは、自治体の職員であれば皆さん知っていると思います。それを待っていたというのもどうなのかと思えますけれども。

産業開発促進条例は、専決処分により2年間の延長でも失効にはならなかったと思います。

そこで、今後のために伺いますが、どうして専決処分による2年延長から期限なしに変更したのか、その理由について伺います。

○議長（本田加津子君） 東所産業課長。

○産業課長（東所勝則君） 先ほども御答弁申し上げましたけれども、2年延長するという情報は得ておりましたが、いわゆる法的根拠になる新過疎省令の公布がなされなかったということで、それを根拠とする省令がないということで、2年延長ではなく、条例を失効させないための措置を取ったということでございます。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） それは、期限を設けても同じことだと思うのです。同じ答弁になると思いますから、回答は結構です。

国保の関係でいきますけれども、先ほど委員のほうに意見を聞いたということでしたけれども、意見を聞いたといっても、それは正規の手続ではないと思うのです。意見の取りまとめ方についても疑問、疑義があります。条例に設置根拠がある正規の機関ですので、基本的には審議会の会議を開催し、審議をすべきですし、コロナ感染症等によって会議を開催することが困難だということであれば、書面会議で審議を行うべきだと思いますけれども、見解について伺います。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 議員おっしゃられるとおりの部分もでございます。当然ながら文書について送付しており、また、その内容も知らしめさせていただいております。

実は、この部分におきましては、当然、世の中のコロナという部分の感染症の在り方、この辺の部分が大きく関わっているという内容でございます。決して、今回の上限額を上げた部分について、各審議委員の皆様を軽視しているわけではなく、きちんと書類も送って、それから確認も取りながらという中で、もし疑義があれば、即いたしますという内容の中での対応をさせていただいております。ということで、コロナの部分も正直言って、この開催の部分というのはあったのかなど。ある意味、書面会議に等しい部分はございます。

以上です。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） あと、一般質問の通告書に書いていた4市5町で専決処分で行ったところというのは、どこどこあったのか教えてください。

国保の限度額を専決処分で引き上げたところ、私、一般質問の通告書では、中空知管内の4市5町、どこどこありますかという質問なのですけれども、これ答えていませんので、教えてください。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 4市5町につきましては、私のほうでは調べておりません。ただ、道内の北海道市長会の中での専決という部分では、どこであるかということは把握しておりますが、そこについては、マル秘的な事業ということで、事務の参考資料という中での取扱いとなっていることでもありますことから、自治体名の公表というものは差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 私、ホームページ等で調べたのです。1か所どうしても分からないところがありましたけれども、1か所以外、全部専決処分はしていません。議案で提出しております。それはホームページに出ていますので確認をしてください。

あと、その部分、札幌や旭川、苫小牧、石狩など多くの団体で賦課限度額の引上げについては、国保審議会ですとか運営協議会で審議をしています。

本市では、賦課限度額の改正は、条例に規定している審議事項の国保税の賦課に関する事項には当たらないという認識なのか伺います。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 繰り返しの答弁になるのですが、平成30年度の北海道における、当時におきましては、平成42年（令和12年）度に向けて、北海道が全道市町村統一化に向けた動きがあったものですから、その際に、その部分については、当時の審議会において、この部分については、そこに行くという流れの中で、意見を交わすまでではないというような話があったとお聞きしております。

そこで、何度も繰り返しになりますが、今回の引上額は層があったといえ、今回は金額がこう変わりますというような御案内をさせていただいて、審議委員の確認を取っていたということでございます。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 私が問題だと思うのは、国保審議会や運営協議会で審議されていなくても、議案で出されていれば、ほかの4市5町は議案で出していますから、議案で提出しているところは、議会で賦課限度額の引上げが適正かどうか、一度そこで審議していることになるのです。

ただ、本市のように審議会にもかけず、専決処分を行った場合、審議会でも議会でも一度も議論や審議をしていないのです。そうすると行政の透明性だとか正当性に欠け、独断的に行ったということになりかねないと思うのですけれども、それについて見解を伺います。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 議員の皆さんに審議する場面を与えなかったというのは、少しそこは反省しなければならないのかと思っております。

ただ、我々としましては、この条例の出し方、議案の出し方、専決なのか議案なのかという部分については、あくまでも今までの議案の出し方というのは、4月、5月、6月において、賦課基準日ではなく、納付書の税額に対応できるという考え方が強かったのではないかと考えております。賦課基準日におきましては4月1日でございますので、事務処理を担当する中では、もう既に限度額が上がっているという考え方の中で事務処理を進めるべきではないのかという部分に重きを置いて処理した次第でございます。

したがって、松井議員が質問の中に、専決もあれば、議案で提案するというのもあるという、どちらがどうなのかということの部分で、どちらも間違いでもなければという、私の部

分では感じておりますが、事務処理を最初にしていく担当のほうとしては、しっかりとした、賦課基準日にどうであるかというところで処理するべきではないかという考え方の下で処理させていただきました。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） ちょっと繰り返しになりますけれども、どこの機関でも一度も審議していないということが問題だと思うのです。審議会でも議会でもどこでも1回でも審議していれば、それはそれで正当性あると思うのですけれども、その辺については、今後、来年、再来年、そのうちまた限度額の改正があると思いますので、それまでに整理をしていただきたいと思います。

それでは、1番目の廃棄物の関係ですけれども、もし認識が間違っていましたら訂正してください。

北海道では、最終処分場を建設する場合、施設から直線距離で500メートル以内の住民の同意が必要になっていると思います。その際に、周辺に民家があるなどの場合は、処分場からの排水による環境への影響や、住民の健康に及ぼす影響などを懸念し、最低限の安全を確保するために設けられた法定基準、これよりも厳しい自主基準値を設けて、地域住民と同意することがよくあると思います。

上歌最終処分場も法定基準値よりも厳しい自主基準値を設け、目標値としていますので、名称は、公害防止協定なのか同意書なのか、それとも違う名称なのかは分かりませんが、地域住民の代表と何らかの締結はしていると思うのですが、その団体のタイトル名と団体名称について伺います。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 今回の松井議員からの②の質問があった関係上、私たちとしてもいろいろ当時の書類を探しに行ったところでもございます。

また、内容的には、20年以上前の話でもあるものですから、平成の時代における担当職員のほうに確認作業をしたところでもあります。その際に、確認できた言葉というのは、上歌並びに東光の最終処分場の中での公害防止協定というようなものはしていませんという回答をいただいております。

ただ、私たちも松井議員からの質問を受け、松井議員は当時、平成22年から25年まで約4年間、市民課長という職に配置されておりましたので、いろいろな角度から書類を探せる限りやったところ、平成12年、上歌につきましては、上歌の新栄町と旭町の自治会、あくまでも最終処分場、上歌最終処分場の建設をすることに対する合意という文書だけが確認できるところでございます。

ただ、それ以上の、いわゆる協定というのでしょうか、公害防止協定のような類いのものについては何も見つけることもできず、また、当時の関係していた担当者のほうに、その内容のことを質問するところ、返ってくる言葉は、それはしていないというような回答で、私としては確認したところでございます。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 上歌最終処分場は、法定基準値よりも厳しい自主基準値を設けていますので、何らかの書類と、地域住民と同意はしているはずですので、それは議会後で結構ですので、きちっと調査をしてください。

次の質問ですが、維持管理計画書に記載されている目標値、これは住民と同意した自主基準値になると思うのです。それで、道に届出をした自主基準値は、その段階で法定基準値と同等

の取扱いになります。必ず守らなければならない目標値になるのですが、先ほど目標値を超えても法定基準値だからいいのではないかというような答弁がありましたけれども、そうはならないと思います。

例えば、例が適当かどうか分かりませんが、例えば福島原発のトリチウム、今、問題になっています。規制基準値という部分があって、それは法律とかそういう部分で決まっていますので、それを大幅に下回る基準値で同意をして海に放流しています。これは規制基準値より下回っているのだから、同意したより高くてもいいのではないかということになると、福島県民ですとか、もっと言うと、国外から非難を浴びます。そういうことから、そういう部分については、超えないように管理しなければならないと思うのですが、それについて見解を伺います。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 私の確認したときは、そういうような省令で定められている基準を超えているわけではないので、そこまでは至らないという確認をさせていただいたところでございますので、松井議員がおっしゃられている部分の根拠となれば、また後ほど、その辺をお聞きしながら、内容の確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 調べてください。

それとあと、維持管理状況報告書、ホームページにはアップしていなかったのですが、昨日見ましたらアップされていたので、確認をしました。

それで、放流水が目標値を超えていることについて、その時点では気がつかなかったのかなのか伺います。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 若干ながら数字がオーバーしているということは、松井議員の質問の中からも確認をしております。

ただ、その部分で、法定は超えていないにせよ、自主基準値を超えているということは確認しております。何でその部分があるのかということは、当然管理の部分のほうとも、答弁したところでございます。今後、協議をしていかなければならないのかなと思っておりますし、上歌のほうにつきましては、東光のほうではないところは上歌というか、焼却灰のほうは東光で、上歌は動物死骸だとか生き物なんかも入っている関係も影響するのかなという、素人目線の部分はあるのですが、その辺、廃棄物処理している原材料というんでしょうか、その部分の違いなんかもあるのかどうかということも私個人も疑問に思っているのですが、その辺、何が影響しているかというのは、今後の調査で調べていきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 課長がおっしゃるとおり焼却灰と、それ以外に死骸とかを入れると安定の仕方は全然違うと思っておりますので、そういうこともあって上歌はこういうことになっているのかと思います。

それで、上歌最終処分場を管理するための計画があると思うのです。公表になっています。維持管理計画書であると思うのですが、放流水の水質を維持管理排水基準に適合するよう管理を行うと。

また、機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずるとなっております。

放流水が目標値を超えていたことについては、住民には速やかに状況を説明するとともに、

浸出水の処理方法について対策を講じる必要があると思いますけれども、見解をお伺いします。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 私も廃棄物処理場の機器類、それから浸出水の処理方法というのは詳しく理解しているわけではございません。ただ、数値の部分で目標値をオーバーするということは、当時の状況と何かが違う部分が生じているから出ているのではないかと。今後、この部分については、いろいろと相手の管理業者とか、それから設備の在り方を確認しながらの対応かと思っております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 上歌の最終処分場は、ちょっと普通の処分場と違って、膜処理という高度な技術を使っているのです。これは、膜については、大体10年ぐらいで目詰まりを起こして、膜処理の能力が劣化するため、交換する必要があると思います。

現在、膜を交換して何年ぐらいたっているのかと。あと、新品に比べて処理能力がどれぐらい劣化しているのか、定期的に行っているのか伺います。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 私が今回の質問で確認しているのは、膜処理は平成25年度に交換していると。現状としましては、膜処理を換えるとなれば、工事費用は5,000～6,000万円かかるのではないかと言われているそうです。ただ、耐用年数までについては、私のほうでは、そこの部分は確認はできておりません。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 早急に原因を調査する必要があると思うのです。今の段階では原因が分かっていないようですので、分かっていないのであれば、専門家に調査してもらう必要があると思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 当然ながら、非常に専門性の強い内容でございます。別の話になりますが、中・北の広域連合の焼却施設におきましても、今現在、何千万円もかけて、第三者機関よる委託事業者によって設備の使用状況、それから交換すべき状況というものをやっています。それに類する施設であるという考え方から、やっている中での、今後の考え方になりますが、そういう部分については検討していかなければならないと思っております。

○議長（本田加津子君） 松井敬道さんの質問を打ち切ります。

意見書案第2号

○議長（本田加津子君） 日程第4 意見書案第2号慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） —登壇—

意見書案第2号慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するも

のです。

内容の趣旨説明については、読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

慢性閉塞性肺疾患(COPD)の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書(案)

慢性閉塞性肺疾患(COPD)は、主としてたばこの煙やPM_{2.5}などの有害物質を長期に吸入曝露することで生じた肺の慢性疾患であり、症状としては咳、痰、息切れを特徴とする。現在、COPDは、「健康日本21」において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び、対策を必要とする主要な生活習慣病に位置付けられている。COPDでは、肺泡が破壊されることにより、酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下する。ここで一度破壊されてしまった肺(気管支や肺泡)は、治療によって元に戻らないため、重症化する前段階で治療を開始することで進行を遅らせたり、急激に状態が悪化することを予防したりすることが大切になる。また、COPDが進行し、息切れや症状悪化により身体活動性が低下することで、フレイル(健康な状態と要介護状態の中間段階)に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながる可能性も示唆されている。

さらに、COPDは循環器疾患(狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患)、がんなど、他の慢性疾患との関連性も注目されている。日本COPD疫学研究(NICE study)の調査によれば、国内のCOPD患者は推定530万人とされているが、厚生労働省等のデータからは実際に治療を受けているのは約36万2,000人とどまっており、約500万人が未診断であると考えられる中、COPDの早期診断・早期治療への取組みの強化が必要である。

そこで、政府に対して、高齢化が進行する我が国において、国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に、潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療への取組みを強化し、その重症化予防対策を適切に進めるために、以下の事項について特段の対応を求める。

記

一、地域におけるCOPDの検査体制の強化

・地域の医療機関への、COPDを診断するスパイロメーターの配備を支援すると同時に、臨床検査技師・保健師等により正確な計測を可能にする研修の実施やガイドラインの周知徹底。

・画像検査(胸部X線や胸部CT検査)とプログラム医療機器を用いた肺の炎症状態を定量的に測定する検査法の開発と普及。

一、受診勧奨対策及び重症化予防対策の推進

・地方自治体における受診勧奨対策に対しての財政支援や保険者努力支援制度等、COPDの重症化や増悪を抑えるための取組み推進へのインセンティブ制度の導入。

・COPDの重症化や増悪を抑えるため、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種が積極的に活用されるよう検討を進めること。

・COPD関連の厚労科研費等の研究資金の確保など、COPDの重症化や増悪を抑える新規治療薬開発のサポート体制の強化。

一、COPDに対する認知度並びにヘルスリテラシーの向上

・COPDに対する情報や知識の普及啓発について、かかりつけ医等の正しく豊富な知識・経験に基づく適切な指導の展開や、学校教育から企業団体の保健指導など、幅広い年齢層に対する教育や研修の推進。

・COPDの症状などを紹介するチラシやCOPDのリスクが分かるチェックシート（COPD集団スクリーニング質問票など）の作成と配布等、COPDの認知度向上及び死亡率低下への自治体の活動に対する財政支援。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年9月12日

北海道歌志内市議会

提出先

厚生労働大臣、財務大臣

○議長（本田加津子君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第2号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（本田加津子君） 日程第5 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（本田加津子君） これで、本日の日程は全て終わりました。

これをもちまして、令和6年歌志内市議会第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後 2時03分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 本 田 加 津 子

署名議員 佐 藤 良 治

署名議員 女 鹿 聡